
第 2 章 災害予防計画

第1節 災害に強いむらづくり

村は、地域の特性に配慮しつつ、災害に強いむらづくりを推進するものとする。

1 風水害に強いむらづくり

村は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い村土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の強化等風水害に強いむらづくりを推進する。

(1) 風水害に強い地域基盤づくり

ア 総合的・広域的計画の作成に際しては、暴風、豪雨、竜巻、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。

ウ 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

エ 村は、風水害に強い地域の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的・計画的に推進する。

(ア) 住宅地等の開発に際しては、雨水貯留・浸透施設等の整備を指導する。

(イ) ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、治山・砂防施設の設置等の対策を推進する。

(ウ) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する土石流防止施設等の整備を推進し、また、山地災害の発生を防止するための森林の造成を図る。

(2) 風水害に強いむらづくり

ア 風水害に強いむらの形成

(ア) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。

(イ) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。

(ウ) 道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

(エ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いむらを形成する。

a 河川の整備、雨水渠等の建設等の推進

b 透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置の推進

c 浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による安全な土地利用の誘導及び風水害時の避難体制の整備促進

d 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた、総合的な土砂災害防止対策の推進

- e 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び要配慮者関連施設に対する土砂災害対策の重点的な実施
- f 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
- g 農業用排水施設の整備、低地地域における排水対策等、農地防災対策及び農地保全対策の推進

イ 風水害に対する建築物等の安全性

- (ア) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (イ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (ウ) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (エ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) 電気、ガス等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を関係機関に要請する。
- (イ) コンピューターシステムやバックアップ対策を講ずる。
- (ウ) 上下水道施設については、災害が発生した場合の被害を最小限にするよう、老朽施設等の点検や補修を図るものとする。また、被災時の復旧用資機材の確保並びに応急給水施設等の整備を促進するものとする。

エ 災害応急対策への備え

風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上と人的ネットワークの構築を図る。

2 地震に強いむらづくり

村内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いむらづくりを行うものとする。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

(1) 地震に強い地域基盤づくり

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

ウ 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの村土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

エ 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、総則第5節「地震被害想定」を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった効果的・効率的な地震対策を推進するものとする。

(2) 地震に強いむらづくり

ア 地震に強い農村構造の形成

(7) 幹線道路、河川など骨格的な農村基盤整備及び建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い農村構造の形成を図る。

(4) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

イ 建築物等の安全化

(7) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

(4) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

(7) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

(5) 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化を図る。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

(7) ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

(4) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

(7) 上下水道施設については、災害が発生した場合の被害を最小限にするよう、老朽施設等の点検や補修及び施設の耐震化を図るものとする。また、被災時の復旧用資機材の確保並びに応急給水施設等の整備を促進するものとする。

エ 地質、地盤の安全確保

施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の実施を促進する。

カ 災害応急対策への備え

被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上と人的ネットワークの構築を図る。

第2節 災害発生直前対策

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関（資料1－1参照）は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備（本章第11節「避難収容活動計画」参照）

- (1) 村は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。
- (2) 村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

3 災害未然防止活動

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合には適切な災害未然防止活動を実施できるように以下のような体制の整備を行うものとする。

- (1) 所管施設の緊急点検体制の整備
- (2) 応急復旧のための体制の整備
- (3) 防災用資機材の備蓄
- (4) 水防活動体制の整備（水防管理者＝村長）
- (5) 災害に関する情報についての村との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村は、県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努める。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

ア 被害状況の把握及び被害調査は、第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」によるが、被災時のあらゆる状況に対応ができるよう、諸状況に応じた情報ルート、担当者等をあらかじめ定めておく。また、各地区の担当職員は区長（場合によっては区長以外の地区住民）と連携し、現地の情報を収集する。

イ 村内各地を熟知している郵便局社員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換体制を整備する。

ウ 情報収集・伝達手段として、インターネットの活用を図る。

エ 雨量情報、土砂災害警戒情報及び県砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努める。また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合の情報相互伝達体制の整備に努める。

オ 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

(2) 訓練の実施

円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

(3) 情報通信のネットワーク化

災害時において、災害対策本部、避難所、医療機関等をネットワーク化し、正確でわかりやすい情報を提供できるようにするため、これらの施設を地域の情報通信の拠点とした村内情報ネットワークの整備について、今後研究していく。

2 情報の分析整理

村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等関連情報の収集蓄積に努めるとともに、インターネット、CATV等の活用による災害情報等の共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積情報をベースに、情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策への活用を図るほか、総合的な防災情報を網羅した防災マップを作成する。

3 通信手段の確保

(1) 村防災行政無線による情報伝達

村は、防災行政無線による地域住民への情報伝達を行い、情報伝達体制の強化を図る。

また、職員の無線装置操作の訓練、講習等を行うとともに、施設の耐震性の確保や点検整備の実施により、円滑な通信の確保を図る。

(2) 災害時優先電話の登録

災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめN T T東日本長野支店長に対し、災害時優先電話の登録を受けておく。

(3) アマチュア無線局の協力体制構築

アマチュア無線局の協力により、情報の提供が得られるシステムを構築する。

(4) 新たな災害時通信網の整備

衛星携帯電話、MC A移動無線等の移動系の応急対策機器の整備に努める。

(5) 通信機器の停電対策

防災行政無線、消防無線等の非常通信施設の設置に当たっては、停電に備え停電対応電話の導入や非常用電源の確保を図る。

第4節 活動体制計画

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、村は、職員の非常参集体制の整備と防災関係組織の整備、防災会議の設置等、災害発生時における活動体制の整備を図る。また、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

1 職員の非常参集・活動体制の整備

職員を災害発生 of 初期から必要な部署にできるだけ早く動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

村は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制については、第3章第3節「非常参集職員の活動」参照）

(1) 非常参集体制の整備

災害発生 of あらゆる事態に際し、迅速な対応を図るよう、職員の非常参集 of 体制を整備し、また必要に応じて見直し、常に体制 of 充実に努める。

その際、参集基準 of 明確化、連絡手段 of 確保、参集途上 of 情報伝達手段 of 確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

(2) 職員災害初動マニュアルの整備

災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員災害初動マニュアル等を整備し、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう体制を整える。

また、同マニュアルに基づく訓練の実施を図り、平常時より職員の対応能力 of 向上に努める。

2 組織の整備

(1) 村防災会議の設置

広域的な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、各組織 of 防災体制 of 整備とともに組織間 of 応援協力体制が重要となる。

村は、災害対策基本法第16条及び天龍村防災会議条例（資料8-1）に基づき、村防災会議を設置し、地域特性及び地域 of 災害特性に対応した地域防災計画 of 策定及び修正を行い、その実施を推進する。

(2) 防災関係機関との連携体制の整備

村は、災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互 of 情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

ア 防災関係機関との協力体制 of 確保

村及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行い、防災組織相互 of 協力体制を充実させる。

イ 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

村及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

3 防災中枢機能等の確保

災害時に応急対策の中心的役割を果たす役場庁舎等の公共施設、設備については、災害に対する安全性及び耐震性の確保等に努める必要がある。

今後、非常事態に備え、老人福祉センター（地下）において必要な機器及び物資を設置又は備蓄するよう努めるとともに、長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定し、設置した非常用発電装置の維持管理を行う。

4 業務継続性の確保

村は、災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- (1) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

第５節 広域相互応援計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、村のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合に備え、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定、三遠南信災害時相互応援協定等に基づく相互応援体制の整備を図る。

１ 相互応援協定の締結等

村は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結するとともに、防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点を確保する。現在、締結済みの協定は、次のとおりである。

協 定 名	協定締結先	応 援 内 容	資 料 番 号
長野県市町村災害時相互応援協定書	長野県内の市町村	(1) 物資等の提供及びあっせん (2) 人員の派遣 (3) その他	資料 9－1 資料 9－2
長野県消防相互応援協定書	長野県内の市町村等	(1) 消防応援 消防隊による応援 (2) 救助応援 救助隊による応援 (3) 救急応援 救急隊による応援 (4) その他の応援 上記以外の応援	資料 9－3
三遠南信災害時相互応援協定	愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州	(1) 被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣 (2) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供又は貸与 (3) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供 (4) 被災児童生徒等被災者の一時受入れ	資料 9－4
南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定	南信州広域連合関係市町村 飯田広域消防本部	(1) 情報収集 (2) 消火、救護、応急処置及び水防活動等 (3) 車両、資機材等の提供及びその運用 (4) 飯伊地区大規模災害時における医療救護体制に基づく医療救護 (5) その他	資料 9－5

災害時における住民生活の早期安定を図るための協定書	飯伊14市町村 南信州広域連合 みなみ信州農業協同組合	(1) 生活物資・防災資材の調達及び供給 (2) 避難場所・救護所等への施設や土地の提供 (3) 被災者の救出、避難誘導、炊き出し及び高齢者等要介護者への介護活動 (4) L P ガス等の危険物やガソリNSTAND等の施設に対する保全対策の実施 (5) 被災した組合員等への緊急的な資金融通 (6) 被災した共済加入建物等に係る共済金の迅速な支払い (7) 被災した農作物等の復旧対策 (8) 上記のほか飯伊14市町村から要請されたこと	資料 9 - 6
災害時における L P ガスに係る協力に関する協定書	長野 L P 協会 飯伊支部 一般社団法人 長野県 L P ガス協会	(1) 緊急点検、修繕又は供給 (2) 設置場所以外で発見された L P ガス充填容器の回収及び保管 (3) 災害時の新たな供給設備工事及び L P ガスの供給 (4) 被害状況及び復旧状況についての調査 (5) その他、一般消費者の安全確保と L P ガス供給のために特に必要な業務	資料 9 - 7
長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	長野県知事 長野県市長会長 長野県町村会長	(1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供 (2) 被災者の受入及び施設の提供 ① 県内医療機関での傷病者の受入 ② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供 (3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援	資料 9 - 8

2 相互応援体制の整備

- (1) 村は、締結した協定に基づき、応援要請の内容、方法、要請先の担当窓口等を把握・周知し、応援体制の整備を図る。
- (2) 村は、相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (3) 村は、協定締結先と合同防災訓練を実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施ができるよう連携強化に努める。

3 その他村内事業所及び団体等との協力体制の整備

村内事業所及び団体等においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、村は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、村が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

第6節 救助・救急・医療計画

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、医薬品備蓄施設及び消防本部等の災害対応機能の強化を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急資機材の確保

救助・救出活動等に必要な資機材の備蓄を図るとともに、災害発生に備え、施設の耐震性の確保をはじめ維持・補修に努める。

(2) 地域における救助・救急拠点の整備

避難所及び消防団詰所等に、救助・救急用資機材の配備を行い、消防団、自主防災組織を中心に地域住民の協力を得て、災害発生初期の救助、救急活動を行うことのできる体制を整備する。

また、平常時から地域住民に対して、救助方法及び応急手当等の指導や定期的な訓練を実施し、地域での救助・救出体制を強化する。

2 災害時医療体制の整備

(1) 初期医療体制

ア 医療救護班派遣体制の整備

(ア) 災害時の負傷者の応急医療に対応するため、飯田医師会と締結している協定に基づき、医療救護班の派遣体制を整備する。

(イ) 大規模災害等に際し、日本赤十字社長野県支部への医療救護班の派遣要請等の事態に備え、あらかじめ関係機関との調整を図る。

イ 救護所設置体制の整備

災害時、速やかに救護所を設置できるよう、あらかじめ候補施設を選定しておくとともに、現地や避難所等への臨時救護所の設置にも備える。

(2) 後方医療体制の整備

地域災害医療センター（飯田市立病院）及び基幹災害医療センターに指定されている長野赤十字病院を中心とした地域的な災害時医療体制により、初期医療では困難な重傷者等の高度医療に対応する。

(3) 医療用資機材等の備蓄・調達

ア 現況の備蓄・調達体制

県が指定した災害用医薬品について、飯田医師会、飯田下伊那薬剤師会、県を通じた備蓄（流通による備蓄を含む）調達体制を整える。

イ 備蓄・調達実施計画の策定

今後、医師会や薬剤師会の協力を得て、県が備蓄する災害用医薬品の利用を考慮したうえで、村において常時備蓄・調達を図るべき医薬品の内容・数量等を定めて備蓄・調達目標を設定し、医療関係機関等の協力により備蓄調達体制を推進する。

3 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 消防計画における救助・救急活動の充実

大規模災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、次に掲げる事項に留意して、消防計画における救助・救急計画を作成する。

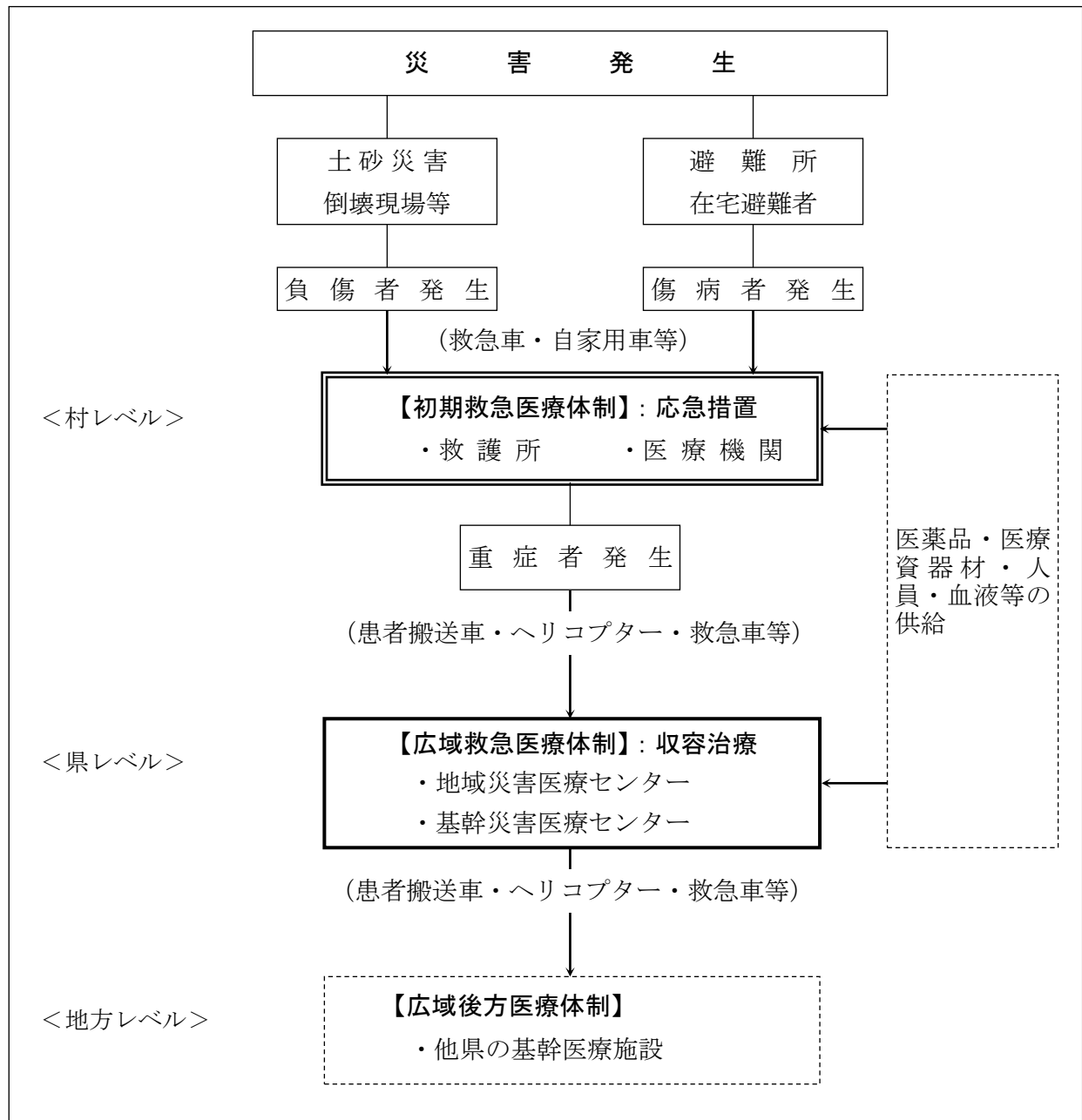
- ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- イ 最先到着隊による措置
- ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- オ 各活動隊の編成と任務
- カ 消防団の活動要領
- キ 通信体制
- ク 関係機関との連絡
- ケ 報告及び広報
- コ 訓練計画
- サ その他、必要と認められる事項

(2) 消防機関・医療機関相互の連携強化

消防機関、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制について検討を行うとともに、傷病者の移送について、医療機関の連携がとれるよう関係機関を交えた調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関、医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

災害時救急医療全体のしくみ



第7節 消防・水防活動計画

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

1 消防計画

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に発災初期において地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、各種補助事業を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態及び防火水槽が損壊する事態が予想されることから、防火貯水槽の整備、河川等自然水利の活用及び水泳プール等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(4) 消防機関及び自主防災組織の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、地区住民等により組織される自主防災組織による活動及び消防団による活動が重要になることから、自主防災組織の防災体制のより一層の充実強化を推進し、消防団については、防災訓練等を通じて、きめ細かな活動のできる体制づくりを図る。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から飯田広域消防本部、消防団、消防署、自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時等において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(5) 火災予防

ア 防火思想・知識の普及

災害時の火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報紙やＣＡＴＶ等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収容容器等の転倒、落下、破損等により混触発火が生じないように管理の徹底に努めるよう指導する。

(6) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

(7) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている長野県市町村災害時相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

2 水防計画

村は、水防管理団体として次に掲げる事項を実施する。

(1) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備

水防活動を実施するに当たっては、天龍村消防団をもってこれに充てる。

なお、情報の収集については村が行う。

(2) 水防倉庫（資料３－３参照）の整備及び水防用応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項

ア 重要水防区域（資料３－４参照）周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

イ 緊急時に使用できる民家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

(3) 通信系統の整備、警報等の住民への連絡体制の整備

(4) 平常時における河川等水防対象箇所の巡視

(5) 河川ごとの水防工法の検討

(6) 居住者への立退きの指示体制の整備

(7) 洪水時等における水防活動体制の整備

(8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

(9) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成

- (10) 浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地の公表と洪水予報等の伝達体制の整備
- (11) (10)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
- (12) 水防機関の整備
- (13) 水防計画の策定
- (14) 水防協議会の設置
- (15) 水防訓練の実施（年１回以上）
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ウ 発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- (16) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

第8節 要配慮者支援計画

近年の高齢化の進行等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、村及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる。

1 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

村は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

村が、地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。

ア 避難支援等関係者となる者

村は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、村条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ・消防機関
- ・警察機関
- ・民生・児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・自治会

イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は以下の要件とする。

- ・65歳以上の独り暮らしの高齢者
- ・75歳以上の高齢者のみ世帯
- ・介護保険法に規定する要介護状態区分3以上の在宅生活者
- ・障害者：身体障害者手帳1、2級以上所持者、療育手帳A所持者、精神障害者
- ・難病患者
- ・上記以外で援助を必要とする者のほか、村長が必要と認めた者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

村は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努める。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

エ 名簿の更新に関する事項

村は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる事項

村は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- ・避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

村は、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

キ 避難支援等関係者の安全確保

村は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

村は、村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

村は、避難支援等に携わる関係者として村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(4) 避難行動要支援者の移送計画

村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

2 在宅対策

(1) 指定避難所の整備

ア 災害発生時において避難所となる公共施設について、耐震化、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 耐震、耐久、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化された社会福祉施設等について、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定する。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定めておく。

(4) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

村は、ICT・タブレットの全戸配付を推進する。

(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

要配慮者について、あらかじめホームヘルパー、民生・児童委員等の協力を得て、自主防

災組織や行政区等の範囲ごとにその実態を把握し、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者以外の要配慮者名簿を作成する。その際、個人情報の保護に十分配慮する。

(6) 支援協力体制の整備

村は、飯田保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設の管理者等との連携

村は、要配慮者利用施設の管理者等と平常時から連携し、次の事項について協力を求める。

(1) 防災点検及び防災資材の配備

施設の耐震性・耐久性・耐火性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

(2) 組織体制の整備

災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立を図るとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し、避難誘導方法を確立しておく。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

ア 他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

イ 災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区等の住民組織との間で避難支援等に関する協定を締結するよう努める。

ウ 要配慮者利用施設の管理者等は、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、村から要請があった場合、積極的に協力する。

4 観光客、外国籍住民、外国人旅行者等対策

(1) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

(2) 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備

村内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

観光客や村内に居住する外国籍住民等に対する指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 外国籍住民被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(5) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への観光客及び外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図るとともに、観光客の被災拡大を防ぐための努力を講ずる。

(6) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

5 土砂災害警戒区域等内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

- (1) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。
- (2) 土砂災害警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。
- (3) 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について指定する。

第9節 緊急輸送計画

大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされる。このため、緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処しうるよう、事前計画を確立する。

1 緊急交通路確保計画

(1) 緊急交通路接続道路の確保

村は、県の指定する「緊急交通路交通規制対象予定道路」と物資輸送拠点、災害対策用ヘリポート、避難所等との接続道路を確保するため、県、警察署との連携のもと、対象路線の適切な幅員の整備に努める。

(2) 緊急交通路の交通確保体制の整備

緊急交通路の交通確保を速やかに行うため、次の体制整備を図る。

ア 障害物の除去に必要な資機材の備蓄や整備

イ 障害物の集積場所の確保

ウ 被害情報収集体制の整備

2 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保（資料6－1）

(1) 災害対策用ヘリポートを確保、指定する。その際は避難所（場所）と競合しない場所を指定する。また、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点として活用できるスペースが隣接又は近距離にある場所とするなど、総合的な支援拠点となりうる場所（拠点ヘリポート）を選定する。

(2) 自らが被災した場合はもちろん、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる物資輸送拠点を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

(3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について、住民に周知する。

3 輸送体制の整備

(1) 緊急通行車両の事前確認

災害時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる村有車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、車両を選定して事前に県公安委員会の確認事務を済ませておく。

(2) 緊急用車両の確保

災害に備え、庁用車両の整備、非常用燃料の確保、車両の管理体制を整備する。

(3) 民間業者等との協力体制の整備

近隣の輸送業者との災害発生時の協力体制を確保する。

第10節 障害物の処理計画

災害発生時には、河川の決壊、建築物の倒壊、流倒木及び放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、障害物除去体制について、関係機関と対応を協議する。

1 施設倒壊等の未然防止

(1) 関係機関の実施策

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検し、工作物の倒壊等を未然に防止する。特に、街路樹、電柱等の路上占有物等を管理・所有する機関については、その徹底を図る。

(2) 住民の実施策

住民が所有又は管理する施設・設備等について、定期的に点検を行い、工作物の倒壊等の未然防止に努める。

2 障害物除却の体制整備

(1) 倒木の処理

倒木処理について、あらかじめ森林組合等林業関係団体と協力し、相互に調整を図り、処理体制の整備に努める。

(2) 道路施設上の障害物

緊急交通路及び重要交通路とされる道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図るとともに、被災時に迅速に資機材、人材の調達が行えるように、関係機関との協力体制を整備する。

第11節 避難収容活動計画

大規模災害発生時における避難者の収容のため、事前に、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、ある程度の設備が整っている公共施設等を中心とした指定避難所及び避難先へ向かう避難路等について、災害発生の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、実施計画を定めておく。その際、要配慮者及び帰宅困難者等には十分配慮する。

1 避難計画の策定等

村は、次の事項に留意して避難計画を整備する。

- (1) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給食措置
 - イ 給水措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用品の支給
 - オ 負傷者に対する救急救護
- (6) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難収容中の秩序保持
 - イ 避難住民に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ア 平常時における広報
 - (ア) 広報誌、掲示板、ハザードマップ（土砂災害、洪水等について被害の想定範囲や避難情報を示した地図）、パンフレット等の発行
 - (イ) 住民に対する巡回指導
 - (ウ) 防災訓練等
 - イ 災害時における広報
 - (ア) 防災行政無線、CATVによる周知
 - (イ) 広報車による周知
 - (ウ) 避難誘導員による現地広報
 - (エ) 住民組織を通じた広報

2 避難場所の確保

- (1) 村は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得たうえで災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、**資料 5-1、5-2**のとおりである。

- (2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (3) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- (4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。
- (5) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

3 避難所の確保

- (1) 指定避難所（**資料 5-2**）については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (2) 村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有

する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。

- (4) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

- (5) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- (6) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (7) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。
- (8) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障害者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

- (9) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携のもとに、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (10) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めている。
- (11) 県の「避難所マニュアル策定指針」（平成24年3月）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- (12) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。
- (13) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。
- (14) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

4 避難路の確保

村は、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備え、複数の路線を確保すること。
- (3) 崖崩れ等の土砂災害特別警戒区域など危険箇所を通過しない経路を選定すること。

5 住民に対する周知・啓発

村は、指定緊急避難場所及び指定避難所等を明示した表示板を設置するとともに、避難に関する次の事項について、住民への周知・啓発に努める。

- (1) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。
 - ア 家の中でどこが一番安全か。
 - イ 救急医薬品や火気などの点検
 - ウ 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - エ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路はどこにあるか。
 - オ 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。
 - カ 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - キ 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (2) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- (3) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

6 避難行動要支援者対策

(1) 避難支援計画の策定

ア 村は、避難行動要支援者の所在、援護の要否等の把握に努め、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、避難行動要支援者利用施設、医療機関、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、次の事項に留意して、避難支援計画を策定する。

- (ア) 所在、援護の要否等の状況把握
- (イ) 配慮すべき個々の態様
- (ウ) 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
- (エ) 災害発生時の安否の確認
- (オ) 避難誘導方法及び避難行動要支援者の支援者の行動計画
- (カ) 情報提供手段
- (キ) 配慮すべき救護・救援対策
- (ク) 地域の支え合いによる支援協力体制

イ 避難行動要支援者利用施設について、当該施設及び自主防災組織等と連携し、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど、警戒避難体制の確立を図る。

(2) 避難体制の整備

- ア 県と連携して、在宅の高齢者、障害者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び民生児童委員協議会等と連携を綿密に行うよう努める。
- イ 避難行動要支援者の避難については、まず身近な指定避難所に避難誘導し、その避難所に「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」を設けるか、必要に応じて「要配慮者専用避難所（福祉避難所）」（資料５－３）へ二次避難させる体制を整える。

7 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

8 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため、県及び村は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する。

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。
- (4) 災害救助法が適用された場合の入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 村の近隣市町村で災害が発生した場合、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

9 学校における避難計画

多数の児童生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件や学校の実態等を考慮し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

(1) 避難計画の作成

- ア 学校長は、災害が発生した場合に児童生徒の安全を確保するため、防災計画を作成しておく。なお、計画作成に当たっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、村教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- ウ 防災計画には、次の事項を定めておく。

- (ア) 災害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 風水害及び地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (ロ) 村教育委員会、村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (ハ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (ニ) 児童生徒の避難誘導と検索の方法
- (ホ) 児童生徒の帰宅と保護の方法
- (ヘ) 児童生徒の保護者への引き渡し方法
- (ヘ) 児童生徒が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (ソ) 風水害及び地震発生時における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

- ア 日常的に児童生徒がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、風水害や地震発生の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を点検する。
- ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

- ア 日常点検では、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等、火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- イ 定期点検では、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導

- ア 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し、周知徹底を図る。
- イ (1)の防災計画について、ウの「(ア) 児童生徒の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。
 - (ア) 児童生徒の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (ロ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。

(エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

10 保育所における避難計画

園児を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件や保育所の実態等を考慮し、あらかじめ避難計画を作成しておく。

なお、避難計画の内容等については、「9 学校における避難計画」に準ずるものとする。

11 社会福祉施設における避難計画

社会福祉施設等の関係機関は、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した避難活動を行うため、立地条件や施設入所者及び利用者の実態等を考慮し、あらかじめ避難計画を作成しておく。

なお、避難計画の内容等については、「第8節 要配慮者支援計画」に準ずるものとする。

第12節 孤立防止対策計画

村は、災害時の孤立地区をあらかじめ予測し、住民との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地区に通ずる道路の防災対策及び他の道路による回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平常時から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。

1 通信手段の確保

村では、住民との通信手段として、主に防災行政無線及びCATVを活用している。

今後は、孤立予想地区の危険性の度合いを考慮し、住民から役場等への情報伝達・提供手段について検討していくとともに、孤立する可能性のある集落等に対し、非常時における通信手段の確保を図る。

2 災害に強い道路網の整備

急峻な地形を切り開いて道路が建設されている地域もあり、そのすべてについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるが、次の事項に留意して対策を講ずる。

- (1) 代替路線のない道路を優先して災害予防対策を推進する。
- (2) う回道路としての村道、林道、農道の整備を推進する。

3 孤立予想地区の実態把握

- (1) 平常時の行政活動を通じ、孤立予想地区における高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- (2) 観光施設等にあつては、孤立した場合の予想最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

4 自主防災組織の育成

大規模災害時には、人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

したがって、村内各区の組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、要配慮者等の把握と、日頃の防災教育の推進を図る。

5 避難所の確保

村は、村内の孤立予想地区における避難所として予定している施設の実態把握に努めるとともに、土砂災害等による被害を受けないよう、立地条件の検討や老朽施設の耐震改修・更新等を図る。

また、被害の状況によっては、集落単位で孤立化する地区があるため、それらの地区において、避難所となりうる施設を確保し、未設置地区を解消するよう努める。

6 備 蓄

村は、孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮する。

- (1) 孤立が予想される地区の住民及び自主防災組織に対し、それぞれの家庭等において食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。
- (2) 宿泊施設及び観光施設の管理者に対しては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を進めるよう指導する。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

大規模災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の調達・供給は重要である。このため、村は、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料の供給が行われるよう、非常用食料の備蓄並びに調達体制の整備を図っていく。

1 食料等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与のもと、本計画等で定めるものとする。
- (2) 数箇所に分散して備蓄するものとし、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (3) 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料 9－1）等による他の市町村等からの災害時の食料調達体制を整備する。
- (4) 住民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。
- (5) 村内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。

2 家庭内備蓄の推進

- (1) 自分の命は自分で守るという防災の基本どおり、家庭においても、村の備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たりおおむね 7 日分の食料（アルファ米、乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。
- (2) 高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

3 食料等の供給体制の整備

- (1) 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）、調味料（味噌・塩）等についても確保するよう努める。
- (2) 救援食料の集積場所（資料 6－1）及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (3) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。

第14節 給水計画

被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水用資機材の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、村内での供給が困難な場合は、相互応援協定等により、被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

1 飲料水等の備蓄・調達計画

(1) 配水池等の整備

配水池の整備を図るとともに、老朽管等の布設替えを推進し、被災時の用水確保を行う。

また、地下水源施設については、自家発電装置等を借り上げ、停電時の揚水に対応する。

(2) 予備水源の把握

非常時に飲料水として利用可能な状態にするため、予備的水源を確保する。

(3) 応急給水用資機材の備蓄

必要に応じ、移動式浄水装置等の応急給水用資機材の充実を図るとともに、現有機器については、定期的に点検整備を実施する。

2 飲料水等の供給計画

被災範囲、被災状況の想定に基づき、給水拠点設置箇所の検討や給水タンクによる給水計画を策定するなど、給水体制の確立を図る。

3 家庭内備蓄の推進

広報や防災訓練等を通じ、家庭における次のような生活用水・飲料水の備蓄についての推進に努める。

(1) 風呂の残り湯の活用を習慣づける。

(2) 自分の命は自分で守るという防災の基本どおりに、家庭においても、村の応急給水が実施されるまでの間の当座の飲料水として、ボトルウォーター等により一人当たりおおむね3ℓを3日分備蓄することを原則とする。

(3) ポリタンク等給水用具の確保を行う。

(4) 自家用井戸について、その維持、確保に努める。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

大規模災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品の著しい不足が生じる。この事態に備え、最低限必要となる生活必需品については、村による備蓄・調達体制を整備し、災害直後の被災者の生活を支援する。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、その協力を得て調達可能な物資の量の把握を行うなど、調達体制の整備に努める。

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 備蓄・調達目標の設定

村は、県防災計画に基づき、次の被災者を想定し、備蓄・調達体制整備の目標とする。

備蓄・調達目標	人口の5%相当（村人口約1,600人に対し80人分）
---------	----------------------------

(2) 災害時の主な生活必需品

次の品目について、備蓄・調達体制を整えるものとする。

- ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（作業服、洋服、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等）
- エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘、生理用品、紙オムツ等）
- オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（はし、茶碗、皿、ほ乳瓶等）
- キ 日用品（石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレットペーパー等）
- ク 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(3) 備蓄・調達体制の整備

- ア 備蓄・調達目標に基づき、具体的な備蓄品目、備蓄量を定め、村による現物備蓄を行うとともに、協定の締結による村内流通業者等の在庫活用を図るなど、備蓄・調達体制を確立する。
- イ 備蓄に当たっては、定期的に保存状態、在庫の確認等を行い、必要に応じて備蓄品の更新を図る。
- ウ 災害時に県による備蓄・調達品の円滑な活用が図れるよう、あらかじめ県への供給要請体制を整えておく。
- エ 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料9-1）等による他の市町村等からの災害時の物資調達体制を整備する。

2 家庭内備蓄の推進

住民に対して、前記の1(2)に示した生活必需品のほか、食料、飲料水、携帯ラジオなど災害時に必要な物品を持ち出せるよう、非常持出袋等の準備について、広報や防災訓練等の機会を

利用し、周知を図る。

3 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 災害発生後に備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うための、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を事前に整備する。
- (2) 生活必需品の集積場所及び供給するための輸送手段の確保・整備を図る。

第16節 危険物施設等災害予防計画

大規模災害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

1 危険物施設災害予防計画

飯田広域消防本部の指導・協力を得て、危険物貯蔵所、取扱所及び化学実験室等を有する学校、事業所等多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないよう管理徹底を指導する。

(1) 危険物施設の現況把握

危険物施設等の所在地、施設規模、形態、危険物種類、取扱数量等の状況についての把握に努める（資料4－1）。

(2) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

(3) 自衛消防力の充実

ア 保安教育の実施

危険物施設の管理者は、自主的な保安教育計画を作成し、これに基づいて従業員に対する保安教育を行う。また、飯田広域消防本部は、危険物施設管理者等と連携して講習会等を開催し、保安管理技術の向上を図る。

イ 自主防災組織の整備

緊急時における消防機関との連携を含めた総合的な防災体制をあらかじめ整備しておくため、危険物管理者に対し、自衛消防組織等の自主的自衛体制の整備について指導する。

ウ 防災訓練の実施

危険物安全週間、防災週間等の機会に、事業者、自衛消防組織、住民等を含めた訓練を行う。

(4) 化学的な消火、防災資機材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

(5) 相互応援体制の整備

村内の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、実効性のある自衛消防体制の整備について指導する。

(6) 関係機関との連携

消防法に定める危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、関係機関との情報の共有を図る。また、災害発生時の住民の避難誘導方法についても十分な連携を図り対応する。

2 その他危険物施設等災害予防計画

村は、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の災害予防について、施設等の実態を把握するとともに、飯田広域消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

第17節 ライフライン施設災害予防計画

上下水道及び電気・ガス施設等のライフライン施設は、生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、村は、災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。また、電力会社及びガス事業者との連携を図るものとする。

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

村は、災害発生時における緊急の応急体制、連絡体制、復旧体制について、平常時より事前に検討を行う。

- (1) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- (2) 既存施設の耐震化の推進を図る。
- (3) 水道管路図等の整備を行う。
- (4) 施設の被害調査等に必要な器材の整備を行う。
- (5) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。

2 下水道施設・設備の整備及び安全性の確保

- (1) 下水道施設台帳の整備

下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、村は、事前に下水道施設台帳等の適切な管理を行う。また、台帳のデータベース化を図る。

- (2) 施設の維持管理

定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

- (3) 応急復旧資材の確保

復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。

3 電気施設災害予防計画

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、中部電力(株)は災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進するものとする。

村は、中部電力(株)との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

第18節 通信・放送施設災害予防計画

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は混雑するおそれがある。このため、村は、被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。

1 緊急時のための通信確保

- (1) 有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。
- (2) 通信施設の整備に当たって、防災関係機関との情報伝達手段について配慮する。
- (3) 非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。

2 村防災行政無線施設の維持管理

(1) 保守点検及び整備

災害時における正確な情報収集と住民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。

ア 定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。

イ 基地局の予備電源装置を定期的に更新する。

(2) 設備の更新及び機能の向上

ア 老朽設備の更新を計画的に行い、村防災行政無線の機能の向上を図る。

イ 中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。

3 県防災行政無線の維持管理

(1) 維持管理

県をはじめ防災関係機関と災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、統制管理者による保守点検への協力、通信訓練への参加等により、無線機器の維持管理に努める。

(2) 県防災行政無線の活用

県防災行政無線には次のような特長があることから、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。

ア 回線統制

非常災害時には県庁（統制局）で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットラインの開設など即時に防災体制に切り替えることができる。

イ 一斉通報（音声又はFAX）

統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、気象警報・注意報等の迅速な伝達が可能である。

第19節 災害広報計画

村は、災害時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

1 住民への情報の提供体制

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、村は、これに対して適切な対応が行える体制を整えとともに、災害に関する各種情報の広報体制を整備する。

(1) インフォメーション窓口等の整備

住民等からの問い合わせに対する専用窓口を設置する。

(2) 広報体制の整備

ア 被災の状況、避難に関する指示、応急措置の状況等を住民に伝達できるよう、CATV、広報車、防災行政無線等、広報設備の整備充実を図る。

イ 不特定多数の者が集まる施設等については、広報担当者の配置や情報掲示板の設置等による広報体制を整備する。

ウ 広報手段として、防災メール配信・村ホームページを活用できるようにする。

エ 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供体制及び放送要請体制

(1) 災害発生時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、村は、情報の提供について、あらかじめ対応方針を定めておく。

(2) 村は、取材の対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口経由による情報提供体制を構築する。

第20節 土砂災害等の災害予防計画

土砂災害等の未然防止と被害を最小限にとどめるため、村は、平常時から危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。

1 危険箇所等の周知徹底

村は、住民に対して、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象、土砂災害警戒情報、その他注意事項を啓発するため、次のような措置を講ずる。

- (1) 土砂災害危険箇所及び指定緊急避難場所等の防災情報を掲載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、各世帯に配布する。
- (2) 土砂災害を想定した防災訓練を実施する。

なお、本村の災害危険箇所等については、資料 2－1～2－8 を参照のこと。

2 土砂災害警戒区域の対策

村は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域について、それぞれ次の対策を実施する。

(1) 土砂災害特別警戒区域

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制

イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除去等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(2) 土砂災害警戒区域

ア 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載したハザードマップ等を作成し、それらを住民に周知する。

イ 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

3 地すべり対策

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講ずる。

4 山地災害危険地対策

(1) 村は、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区について、毎年、県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。

(2) 村は、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の整備により、森林のもつ洪水緩和、土砂浸食防止機能の強化を図る。

- (3) 村は、土地所有者等に対し、災害につながるおそれのある林地の無計画な開発、土砂採取を規制し、防災措置を講ずるよう指導する。

5 土石流対策

- (1) 村は、県に対し、土石流危険渓流に係る所要の対策事業の推進を要請する。
- (2) 村は、人命保護の立場から、土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立に努める。当面の防災対策として、警報の伝達、避難措置等の方法を定め、緊急時に際して各区域ごとに適切な措置がとれるよう警戒体制の整備を図る。

6 急傾斜地崩壊防止対策

村は、崖崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平常時から次の対策を実施する。

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象予報、警報発令時の伝達及び周知方法等について定める。
- (2) 避難立退き等に万全を期するため、指定緊急避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。

7 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所対策

村内の要配慮者利用施設が所在する地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

村は、防災マップ等の作成・配布や研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の周知を図っていくものとする。

第21節 建築物災害予防計画

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による落下物の防止対策及び敷地の安全性の確保を講ずる。

また、地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

1 建築物の風害対策

(1) 公共建築物の風害対策

村は、強風による屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため、定期的に点検をし、必要に応じて修繕、補強等を行う。

(2) 一般建築物の風害対策

村は、一般建築物について、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導、啓発に努める。

(3) 建築物の所有者の風害対策

村は、屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため、定期的に点検をし、必要に応じて改修を行う。

2 建築物の水害対策

(1) 村は、出水による崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定について検討する。

(2) 村は、崖地近接等危険住宅移転事業計画の策定を検討する。

3 公共建築物の震災対策

(1) 村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

公共建築物の中には災害応急活動の拠点ともなる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には、昭和 56 年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(2) 防火管理者の設置

学校、工場等消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、飯田広域消防本部の指導により、防火管理者を設置し、火災に備える。

(3) 緊急地震速報の活用

村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

4 一般建築物の震災対策

村は、住宅等の耐震化を推進する。

(1) 耐震診断・耐震補強の促進

村内全域を対象地域として、住宅及び避難施設となる建築物の耐震診断・耐震補強に取り組む。

(2) 住民への周知等

ア 啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、住民に対し、耐震診断・耐震補強の必要性について周知を図る。

イ 耐震診断・耐震補強に関する相談に対応するため、相談窓口を設置する。

ウ 県と連携し、自主防災会等が催す研修会等に職員を派遣し、耐震診断・耐震補強の必要性について直接説明する。

(3) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村は、これらの制度の普及促進に努める。

5 落下物・ブロック塀等の防災対策

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。村は、屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

6 文化財及び景観重要建造物の災害対策

村及び教育委員会は、各種文化財等の防災・保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(1) 文化財等の管理指導

所有者又は管理者に対して、文化財等の管理保護についての指導と助言を行う。

(2) 防災施設の設置促進

自動火災警報機の設置促進や転倒防止装置等、防災施設の設置促進等について助言を行うとともに、それに対する助成制度について導入を検討する。

第22節 道路及び橋梁災害予防計画

災害により生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行い、安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

1 災害に対する安全性・耐震性の確保

村は、道路及び橋梁の新設、架替、改良等の対策の中で、災害に対する安全性・耐震性に配慮した整備を行う。

2 災害予防・応急対策実施体制の整備

村は、災害による道路施設の被害の軽減を図り、交通を確保し、また大規模な災害により交通が遮断した場合においても、応急復旧ができるよう、次の体制整備を図る。

(1) 巡回点検

ア 主要道路を重点として、定期的に巡回点検を行う。

イ 路線内危険箇所については、必要により応急対策資機材等の備蓄に努める。

(2) 機材の点検整備

災害後の道路施設の応急復旧は重要な対策であるため、災害時の使用機材の整備点検に努める。

(3) 関係団体との協力体制の整備

建設業者等と必要に応じて協定を締結するなど、応急復旧のための協力体制を整備する。

第23節 河川施設等災害予防計画

過去の災害実績等を勘案して、特に注意を必要とする地域として指定されている重要水防区域（資料３－５）を中心に施設の点検を行い、安全性の向上を図るための整備を行う。また、森林の保水機能を高めることが、下流域での水害防止に役立つため、治山事業を推進する。

1 河川施設災害予防

関係機関と連携して、定期的な施設の点検及び必要に応じた整備を行い、河川管理施設等の安全性の向上を図る。

2 浸水想定区域内の災害予防

- (1) 村は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備を図る。
- (2) 村は、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。
- (3) 村は、浸水想定区域及び避難場所等を取りまとめた洪水ハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識の高揚と、洪水時の警戒避難対策等の周知徹底を図る。

3 治山対策

- (1) 森林の保水機能を高めることは、下流域での水害防止に役立つ。このため、伐採場所について早期植林・補植を行い、山地土砂の流出等の防止に努める。
- (2) 保安林の指定申請及び保安林としての機能が低下している箇所の造林、治山事業を推進する。

第24節 雪害予防計画

積雪による災害から、地域経済活動の停滞及び住民生活の安全確保を図るため、道路交通の確保等雪害予防に万全を期する。

1 除雪体制の確立

(1) 連絡会議の設置

平成 26 年 2 月の大雪災害の経験を踏まえ、飯田建設事務所に、国、県、警察などで構成する「除雪連絡会議」を設置し、優先除雪路線、市町村との相互除雪、排雪場所の設定などを行い除雪体制の連携を図ることとしている。

(2) 排雪場所の設定

緊急時（豪雪時）に備え、事前に排雪場所を設定し、村と連絡会議が情報の共有を図る。

2 道路交通の確保計画

村は、道路交通を確保するため、除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

(1) 除雪計画路線及び除雪担当者を定めておき、積雪時には、道路機能の確保を図る。

(2) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

3 農林産物対策計画

村は、県の協力を得て、雪害による農林産物の被害を防ぐため、必要に応じて生産者等に対する適切な技術指導及び普及を行う。

4 雪害に関する知識の住民に対する普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、村は、降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図る。また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、村は、そのための備えとして体制等の整備を行う。

(1) 緊急輸送関係

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 避難収容関係

ア 積雪による孤立が予想される集落等については、平常時から食料品や生活物資の備蓄を図るよう指導する。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所等における暖房設備の設置等、寒さに対する配慮を行う。

第25節 農林産物災害予防計画

風水害による農林産物関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病虫害発生や生育不良、家畜の死亡被害なども予想される。

また、地震による農林産物関係の被害は、温室、畜舎、果樹支柱等生産施設の損壊や倒木等の被害、農産物集出荷貯蔵施設、農林産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴う農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。

村は、これらの被害を最小限にするための予防技術・対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

1 農産物災害予防計画

(1) 風水害対策

村は、風水害による農作物被害の軽減を図るため、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術・対策は、次のとおりである。

ア 水稻

- (ア) 強風が予想されるときは、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。
- (イ) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

イ 果樹

- (ア) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。
- (イ) 支柱、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。
- (ウ) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水・滞水防止に努める。

ウ 野菜及び花き

- (ア) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により倒伏の未然防止に努める。
- (イ) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水・滞水防止に努める。
- (ウ) 風速 30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。
- (エ) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水・滞水防止に努める。

(2) 震災対策

村は、生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等の協力を得て、予防技術の周知徹底を図る。

ア 農業改良普及センター及び農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

イ 生産・加工施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、新たな施設の設置に当たっては、被害を最小限度にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 風水害対策

ア 村は、村森林整備計画に基づき、適地適木の原則を踏まえた健全な森林づくりを推進する。

イ 村は、県と連携して、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

(2) 震災対策

倒木等の被害防止のため、今後も適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導していく。村は、林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、機械、施設を固定するなど安全対策を普及する。

ア 村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

イ 森林整備計画に基づく適正な森林施業の実施により、森林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、林産物、土石等の流出防止に努める。

第26節 二次災害の予防計画

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

さらに、地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。いずれにしろ、有効な二次災害防止活動を行うためには、日頃からの対策及び活動が必要である。

1 構造物に係る二次災害予防対策

- (1) 村は、道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。
- (2) 村は、被災時に建築物・宅地の応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

2 危険物施設等に対する二次災害予防対策

村は、飯田広域消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施する。

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導
- (6) 施設・設備の耐震性の確保

3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

風水害時においては、大雨等に伴う地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。また、地震災害時においては、地震動に伴う地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。

村は、二次災害予防のため、災害危険箇所をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、情報収集・警戒避難体制の整備を図る。

第27節 防災知識普及計画

「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、村、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大災害に対処するためには、住民、事業所及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

村は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識をもった災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。

1 住民・自主防災組織・事業所等に対する防災知識の普及活動

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成するため、次の対策を実施する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 天龍村地域防災計画の概要
- (イ) 災害に関する一般的知識
- (ウ) 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- (エ) 地域、職場、家庭等のコミュニティーにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- (オ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (カ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (キ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ク) 要配慮者等への配慮に関する知識
- (ケ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (コ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段についての知識
- (サ) 応急手当等看護に関する知識
- (シ) 災害復旧時の生活確保に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 防災マップ、広報紙、災害時の行動マニュアル、ポスター等の利用
- (イ) 映画、ビデオテープ、DVDの利用
- (ウ) 広報車、防災行政無線、CATV等の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 社会教育その他各種団体等の集会等を通じた周知
- (カ) 各種報道機関を通じた周知

(※) 音声・文字情報、拡大文字の使用等要配慮者等にも配慮した周知

(7) 防災訓練の実施

(2) 社会教育を通じての啓発

村及び教育委員会は、社会教育の拠点である公民館活動等を中心として、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 事業所における防災知識普及の推進

事業所等においても、災害発生時に事業所が果たす役割を踏まえたうえで、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等、防災活動を推進するよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及における要配慮者等への配慮

村は、防災知識の普及を図る際、高齢者、障害者、外国籍住民、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

診療所及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、宿泊施設、商店等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害発生時の行動の適否は、非常に重要であるため、村は、これら施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく。

(1) 村所管の防災上重要な施設

村所管の防災上重要な施設については、その管理者等に対して、災害発生時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、当該施設における災害危険性の所在、要配慮者に対する配慮等、防災思想の普及徹底を行うものとする。

(2) その他防災上重要な施設

防災上重要な施設の管理者等は、災害発生時に適切な行動がとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設における防災訓練を実施するものとする。

3 学校等における防災教育の推進

小中学校、保育所において児童生徒及び幼児が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

村は、防災訓練を実施するとともに、学級活動等を通じて防災教育を推進する。

(1) 防災訓練の実施

定期的に防災訓練を実施する。また、大規模災害にも対処できるように、村及び関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 児童生徒等への防災教育の実施

児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

(3) 教職員の防災意識の高揚

教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 職員及び関係者に対する防災知識の普及

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。村は、村職員はもちろん、その他関係者に対して、次の防災知識の普及を図る。

(1) 防災業務に従事する職員に対し、防災関係法令、事務等に関する講習会、研究会等を開催し、防災に必要な教育と知識の普及を図る。

(2) 水防又は消防業務に従事する職員に対しては、災害発生時に即時適切な措置がとれるよう、関係法令及び防災計画の習得、実務の訓練又は講習会、研究会等を開いて指導する。

(3) 非常勤の消防団員に対しては、毎年計画的に防災知識の向上と技能習得のための訓練を行い、知識の普及を図る。

第28節 防災訓練計画

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日頃からの訓練が重要である。災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

このため、村は関係機関と協力して、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、事業所等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

1 防災訓練の種別

(1) 総合防災訓練

村は、関係機関、住民、並びに関係団体の参加により訓練を実施する。

ア 実施時期

防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日～9月5日）又はその近辺において実施する。

イ 実施場所

訓練効果を考慮し、毎年計画的に選定する。

ウ 実施方法

災害発生時に適切な行動がとれるよう、また、防災知識の習得ができるような訓練を総合的に組み合わせて実施する。

(2) その他の訓練

次の訓練については、総合防災訓練で実施するほか、必要に応じて関係機関と連携して、別途実施するものとする。

ア 水防訓練

村は、関係機関の協力を得て、村域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施する。

イ 消防訓練

消防団は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と併行して行う。

ウ 災害救助訓練

村は、救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と共同し、住民の協力を得て、あらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

エ 通信訓練

村は、県及び関係機関の協力を得て、災害時に関係機関相互の通信が円滑に行えるよう、送受信、感度交換訓練等を行う。

オ 避難訓練

村は、災害時における避難勧告等の伝達及び避難誘導等の迅速化・円滑化を図るため、関係機関及び地域住民の協力を得て、避難訓練を行う。

カ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、抜き打ち的な実施も検討する。

キ 情報収集及び伝達訓練

村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

ク 広域防災訓練

村は、相互応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結先との連絡体制を確立するために、必要に応じて広域防災訓練を実施する。

(3) 区及び自主防災組織が実施する訓練

区及び自主防災組織は、村総合防災訓練に参加する。また、村、関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

(4) 事業所等が実施する訓練

事業所等は、自ら訓練を実施するとともに、村、関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

村は、訓練の実施に当たって、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をし、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、次回以降の参考とするとともに、防災計画、防災体制の見直しを図るため、訓練実施後には訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

(1) 実践的な訓練の実施

訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

(2) 訓練の事後評価

ア 防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善する。

イ 必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。

第29節 災害復旧・復興への備え

村は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復興活動を行うため、村は、平常時から復興時の参考になるデータを保存及びバックアップ体制を整備する。

なお、災害対策及び災害復旧のための財源の確保を行い、的確な運用を図る。

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。

2 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民情報（住民基本台帳）、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

村は、これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

(1) データの保存

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。

(2) バックアップ体制の整備

資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、村で保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずる。

3 基金の積立

災害時に備え、財政調整基金の維持、運用を図る。

第30節 自主防災組織等の育成に関する計画

災害発生時における被害の防止又は軽減のためには、住民の自主的な防災活動が必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待されることから、今後も自主防災組織の育成強化を積極的に図っていく。

1 自主防災組織の育成等

(1) 自主防災組織の構成単位

自主防災組織は、区の組織を基本として構成する。また、大規模災害の場合には、隣接する複数の自主防災組織が協力して活動できるような体制づくりに努める。

なお、災害時には必要に応じ、各区において地区現地災害対策本部を設置することができる。その場合、区長は、本部の位置、内容、設置日時等を村へ報告することとする。

(2) 組織の育成・活性化

ア 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を図り、組織化を促進する。

イ 区長会や地区等において、自主防災組織の必要性及びその役割等について討議するとともに、他地域の事例等自主防災組織の活動モデルを提案する。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア 災害に対する日頃の備えや、災害発生時の的確な行動等防災知識の普及

イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施

ウ 地域の安全点検（建物、危険箇所等）に基づく防災カルテの作成、配布

エ 災害の種類に応じた指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の検討と周知

オ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）

カ 防災資機材の備蓄及び整備・点検（資料5－4参照）

キ 家庭防災会議の推進

(2) 災害発生時の活動

ア 情報の収集及び伝達

イ 出火防止、初期消火

ウ 避難誘導活動

エ 救助等の実施及び協力

オ 炊き出し等の給食・給水活動

3 活動環境の整備

村は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公民館等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

4 自主防災組織相互の連携

- (1) 村は、地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織・防犯組織等との連携を図るため、相互の連絡応援体制を確立するよう指導する。
- (2) 村は、自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第31節 企業防災に関する計画

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

1 事業継続計画（BCP）等の作成

- (1) 各企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン（原料から製品やサービスが消費者の手に届くまでのプロセス）の確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (2) 村は、災害時を想定して事業継続の視点から対応策をまとめた事業継続計画（BCP）作成の取組みに資する情報提供を行う等、管内企業の作成への取組みを支援する。

2 防災意識の高揚

村は、企業のトップから一般の会社員に至る全社員の防災意識の高揚を図るとともに、消防団協力事業所表示制度の活用、企業の防災に係る取組みの積極的評価等について検討するなど、企業の防災力向上の促進を図る。

3 防災訓練等への参加

村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第32節 観光地の災害予防計画

観光地の災害対策については、地理に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化に努める。
- (2) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。
- (3) 観光地の観光案内所における災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備する。

第33節 ボランティア活動の環境整備

大規模災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、村は、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲をもった災害救援ボランティアを適切に受け入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要なときに、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障害者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、ボランティアの所在、活動内容等を事前に把握しておく必要がある。

村は、社会福祉協議会及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図るなど、その支援に努める。

2 ボランティア団体間の連携の強化

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、村は、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていく。

- (1) 過去のボランティアの活動例を学習する等、ボランティアについての知識を深める。
- (2) ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるための支援に努める。
- (3) 多くのボランティア団体の参加を得て、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

3 ボランティアコーディネーターの養成

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する総合調整が必要であり、村は、こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

- (1) 村は、県、村社会福祉協議会、日本赤十字社等と協力し、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。
- (2) 災害時、ボランティアコーディネーターは自主防災組織とボランティアとの間を調整する役割も求められることが予想されるため、村は、自主防災組織育成の中で、地域のリーダーがコーディネーターの役割も担えるよう養成する。

第34節 風水害及び震災対策に関する調査及び観測

一般に災害の発生を予測することは難しいが、風水害は地震災害に比べれば、データの集積により災害発生の予測、被害規模の予測がある程度まで可能である。このため村は、国、県等と連携し、風水害に関するデータの集積及び情報の収集整理等を行う。

一方、地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

1 風水害に関するデータの集積

- (1) 村は、国、県等が行う観測施設の設置、調査研究等に積極的に協力し、村域のデータの累積に努める。
- (2) テレメーターによる雨量観測の実施について検討するとともに、データの分析、活用方法等について研究する。
- (3) 観測施設から送られてくるデータの整理分析を行う。
- (4) 過去の災害発生時の雨量、河川水位等のデータ及び被災状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。

2 地震に関する情報の収集

村は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの蓄積に努める。

3 防災アセスメント（災害の危険性の把握）

村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した防災アセスメントの結果を本計画の中に活かすよう努める。

また、その被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

4 地震被害想定調査

村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した地震被害想定調査の結果を本計画の中に活かすよう努める。

また、その地震被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。